



**(仮称)川西市市民参加条例(案)  
要綱にかかる意見募集要領**

**川西市市民生活部市民環境室  
参画協働・相談課**

市では、第4次総合計画後期基本計画に基づき計画的なまちづくりを進めています。

この計画の中で、「市民とともに築く未来に向けたまちづくり」は重点施策に位置づけられており、「参画と協働」はこの計画策定の基本方針の一つとなっています。

そこで、「参画と協働」を基本とする協働のまちづくりの推進を図るため、昨年度より、「行政活動への市民参画と市民公益活動に対する支援」を謳った（仮称）市民参加条例の制定に向けた検討を進め、市民ワークショップの開催や庁内での検討を経て、この度、条例の考え方をまとめた条例(案)要綱ができました。この条例(案)要綱について、市民の皆さんからの意見を募集します。

### 意見募集要領

1. 募集期間  
平成 22 年 3 月 1 日（月）～平成 22 年 3 月 23 日（火）
2. 意見募集対象  
・（仮称）川西市市民参加条例(案)要綱
3. 公表場所

場 所	TEL
川西市役所 2 階 参画協働・相談課	072-740-1108
川西市役所 2 階 市政情報コーナー	072-740-1111(代)
川西南行政センター	072-757-8623
生涯学習センター	072-757-8481
明峰行政センター	072-759-6901
多田行政センター	072-793-0011
緑台行政センター	072-792-4951
けやき坂行政センター	072-798-0770
清和台行政センター	072-798-1280
東谷行政センター	072-794-0004
北陵行政センター	072-794-9090
大和行政センター	072-794-5945
黒川公民館	072-738-0107
中央図書館	072-755-2424
パレットかわにし（市民活動センター・男女共同参画センター）	072-759-1856

※ 上記のほか、市ホームページ (<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp>) 上で公表。

4. 意見の提出方法等
  - (1) 提出方法  
住所・氏名とご意見を記入のうえ、郵送・FAX・電子メールのいずれかで提出してください。  
なお、電話でのご意見はお受けできませんのでご了承ください。
  - (2) あて先
    - ① 郵送の場合

送付先：〒666-8501

川西市 参画協働・相談課（3月23日（火）必着）

② FAXの場合

FAX 番号：072-740-1322

川西市 参画協働・相談課

③ 電子メールの場合

メールアドレス：[kawa0178@city.kawanishi.lg.jp](mailto:kawa0178@city.kawanishi.lg.jp)

ホームページから直接応募される場合は、ページ下部の「お問い合わせフォームを開きます」をクリックしていただき、そこからご応募ください。

件名：「(仮称)川西市市民参加条例(案)要綱に対する意見」と記入してください。

5. 意見の取り扱い

① 意見に対する個別の回答はいたしません。

② 意見を取りまとめ、これに対する市の考え方とともにホームページ上等で公表する予定です。

(問い合わせ先)

川西市市民生活部市民環境室参画協働・相談課

TEL：072-740-1108（直通）